

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・長崎県知事管理漁獲可能量の変更（2件）

所管課（室）名
漁業振興課

告 示

長崎県告示第708号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第455号）の一部を次のとおり変更し、令和5年11月27日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年11月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>28,400トン</u></p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>26,500トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準</p>	<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>25,600トン</u></p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>23,800トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準</p>

長崎県告示第708号の3

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和4年長崎県告示第804号）の一部を次のとおり変更し、令和5年11月27日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年11月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p>	<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p>

令和5年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【まあじ】 24,700トン

【まいわし対馬暖流系群】 現行水準

【さんま】 現行水準

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和5年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【まあじ】

長崎県まあじ中型まき網漁業 21,100トン

長崎県まあじその他漁業 現行水準

【まいわし対馬暖流系群】

長崎県まいわし漁業 現行水準

【さんま】

長崎県さんま漁業 現行水準

令和5年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【まあじ】 22,700トン

【まいわし対馬暖流系群】 現行水準

【さんま】 現行水準

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和5年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【まあじ】

長崎県まあじ中型まき網漁業 19,300トン

長崎県まあじその他漁業 現行水準

【まいわし対馬暖流系群】

長崎県まいわし漁業 現行水準

【さんま】

長崎県さんま漁業 現行水準

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表

(八九二五四)
二一
一一
四一

印 刷 所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社 寺田宏弥ト